

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関するハーグ条約」 における子の引渡し請求

ハーグ条約の運用における手続きと日本と関連のある裁判例を中心として

キム ムンスク

講師 **金 汶淑 氏**
甲南大学法学部教授

国境を越えた子の連れ去りは、子にとってそれまでの生活基盤が突然急変するほか、一方の親や親族・友人との交流が断絶され、また、異なる言語文化環境へも適応しなくてはならなくなる等、子に有害な影響を与える可能性があります。

このハーグ条約(日本について2014年4月1日発効)は、そのような子への悪影響から子を守るために、原則として元の居住国に子を迅速に返還するための国際協力の仕組みや国境を越えた親子の面会交流の実現のための協力について定めています。

手続きの流れとして、主に(1)中央当局による援助と(2)子の返還手続についての内容について紹介します。

講師紹介

略歴: 金 汶淑(キム ムンスク) 甲南大学法学部教授
韓国仁荷大学校法政大学卒業、法学修士
来日して京都大学大学院法学研究科で国際私法を専攻し、現在甲南大学法学部教授。法学修士・博士

著書

日韓国際相続と税 理論・実務・Q&A(日本加除出版、2005年)
和訳『最新・大韓民国国籍法—逐条解説と運用実務上の解釈—』(日本加除出版、2011年)
共著『家族法』(法律文化社、2013年) 論文多数

甲南大学総合研究所では、下記のとおり定例の公開講演会を開催いたしますのでぜひご来場下さい。

◆ 日時 ◆ 平成28年7月30日(土)

定員200名

13:30~15:00

★会場までの交通手段★

阪急神戸線岡本駅、またはJR神戸線摂津本山駅より北西徒歩10分。なお、駐車場設備はございませんのでお車でのご来場はご遠慮ください。

◆ 場所 ◆ 甲南大学 5号館511教室
甲南大学総合研究所

〒658-8501 神戸市東灘区岡本8-9-1
電話(078)435-2331(直通)
e-mail: souken@center.konan-u.ac.jp

参加申込み不要

入場無料

